

不誠実な会社を追及

NRU

国労東北自動車支部

10月1日より「単身赴任者用借り上げ社宅」制度が新設となります。しかし、この間、様々な制度改正についての進め方に問題があるため9月25日説明を求めました。

組合・この間、いろいろ会社の施策が変わってきているが「助勤に伴う旅費の調整」「社宅の借り上げ制度」問題等で提示の仕方が不誠実ではないか。

会社・経営会議等で決まる話である。情報発信は組合間の差なく発信している。話せる段階になったので話をしている。サンプル的に人に聞いたことがどう漏れたかはわからないが情報管理の部分で申し訳なかった。決まっていない段階では言えないし、そこはご理解いただきたい。

「助勤に伴う旅費の調整」について8月1日実施にもかかわらず6日に資料を渡される。「借り上げ社宅」についても9月9日「このような話があるのか」と窓口で問いただしたところ「ない」という話だったが、19日になって突然「決まりました」となった。しっかり説明すべきではないか。

組合・ほとんど全て他の組合の情報が当たっている。

会社・情報は一切流していない。福利厚生は管理運営事項だ。

組合・和解以降、このような事はおかしい。

「単身赴任者用借り上げ社宅」制度の新設及び経過措置について

標題について、社宅等管理規程の一部改正により「単身赴任者用借り上げ社宅」制度を新設し、これに伴う経過措置を下記により実施することとしましたので、お知らせします。

記

1. 制度の概要

- 異動に伴い社員が単身赴任をする場合、会社が賃貸業者と契約する「単身赴任者用借り上げ社宅」を当該社員に貸与する。
- 「単身赴任者用借り上げ社宅」の基本使用料金は、貸主に払う賃料の30%とする。

2. 経過措置

- 異動に伴い賃貸住宅を契約して自ら居住している単身赴任者について、現在居住する賃貸住宅を「単身赴任者用借り上げ社宅」とみなして取り扱うこととする。

【経過措置適用前】 社員は賃料の100%を貸主に支払い、住宅手当を受給。

【 " 適用後】 社員は賃料の30%を会社に支払う。(住宅手当なし)

<手続き>

- 対象者は、箇所長に「社宅・寮居住申請書」及び「住宅手当停止届」を提出する。
- 会社は、以下の変更手続きを行う。
 - ・当該賃貸住宅の賃貸借契約について当社を賃借人とする契約への変更
 - ・上記契約変更に伴う差入敷金の預け替え
 - ・当該賃貸住宅に係る火災保険契約の変更手続き
 - ・その他必要な手続き
- 対象者について住宅手当の支給停止（平成26年10月給与から）及び社宅使用料控除（平成26年11月給与から）の手続きを行う。

3. 実施日

平成26年10月1日

※対象者が平成26年10月以降の賃借料等を既に支払っている場合は、準備でき次第、10月1日に遡って精算する。

発 責
北山修司
編 責
教 宣 部
NO,42
2014.9.26

国労加入
で職場を
変えよう

10 冬
月 季
6 ダ
日 イ
締 ヤ
め 改
切 正
り 要
求